

第6回金沢家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成18年5月25日（木）午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所

金沢家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

河島 進，木村敏文，田賀信子，戸倉晴美（委員長代理），
西村依子，古川 博（委員長），山田龍子，山本哲也
（五十音順，敬称略）

(2) ゲストスピーカー

ア 参与員

折戸美代子，馬場壮一郎

イ 人事訴訟事件担当裁判官

富上智子

*（参考）

参与員制度とは，離婚訴訟等の人事訴訟事件について，一般市民の健全な社会良識を裁判に反映させるために，民間から選ばれた参与員が裁判官と共に審理に立ち会う制度をいう。

(3) 事務担当者

太田事務局長，西窪首席家庭裁判所調査官，中川首席書記官，
横井総務課長，谷本総務課庶務係長

4 テーマ等

(1) テーマ

「金沢家庭裁判所における人事訴訟事件の実情等について」

(2) 配布資料

ア 委員名簿

イ 報告関係

① 来庁者アンケート

・アンケート実施要領

・アンケート実施結果

- ② 最高裁判所・金沢家庭裁判所ホームページ（リニューアル版の抜粋）
- ③ しおり，アクセスカード

ウ 「活発な裁判所委員会」調査関係

エ 意見交換（人事訴訟）関係

- ① 人事訴訟について（レジュメ）
- ② 人事訴訟手続の流れ（フローチャート図）
- ③ 人事訴訟の動向（金沢家庭裁判所）
- ④ 人事訴訟事件の概況－平成17年1月～12月－（全国の裁判所）
- ⑤ 参与員数・年齢別員数・職業別員数調べ
- ⑥ その他

5 進行

- (1) 委員長開会あいさつ
- (2) 新任委員紹介，あいさつ
- (3) 委員長代理指名
戸倉委員を委員長代理に指名
- (4) 議事経過

ア 前回委員会（テーマ「家庭裁判所における広報の在り方等について」）で
出された意見，提案等に対する検討状況について報告

- ① 来庁者アンケート（結果報告を含む。）（総務課長）
- ② オープンデー（企画の検討状況）（同）
- ③ 最高裁判所及び金沢家庭裁判所ホームページのリニューアル（同）
- ④ アクセスカード，しおりの作成（同）
- ⑤ 成年後見関係リーフレット（新規作成，送付先の見直し）（同）
- ⑥ 生花の備え置き（同）
- ⑦ 所長（委員長）のNHK金沢情報番組「かがのとしゅんしゅん便」出演
報告（収録ビデオの上映）（同）

イ 「活発な裁判所委員会」調査（地裁・家裁委員会に提言する市民の会（東京）・司法改革大阪各界懇談会（大阪））の取扱い（●委員長，○委員，□事務担当者等）

● 本日は、「地裁・家裁委員会に提言する市民の会（東京）」、「司法改革大阪各界懇談会（大阪）」と称する団体から、「『活発な裁判所委員会』調査」と題するアンケートが送られてきましたので、この取扱いについて御意見を頂きたいと思います。

○ 基本的にはイエス、ノーで回答できるものばかりですので、回答しても差し支えないのではないのでしょうか。

○ 内容的には回答しても問題がないと思いますが、そもそもこの団体はどのような性格、性質のものなのでしょうか。

□ インターネットを検索してみたのですが、当該団体のホームページを見てみましても、どんな団体なのか詳細はよく分かりませんでした。

○ 調査の主体、意図が不明確ですし、たとえ回答に問題のないアンケート内容だとしても、応ずるべきではないと考えます。

また、このアンケートでは、各委員会の活動状況を星の数で評価するというものですが、「この裁判所委員会は、年間の会議が何回だから、活発に活動している。よって、星3つ。」とでもいうのでしょうか。極めて興味本位なものになってしまうおそれがありますね。そもそも、これだけの項目で、客観的に評価したり、判定することができるのでしょうか。非常に疑義があります。

○ 私ども大学関係にも、いろいろなアンケートが送り付けられてきますが、いちいち回答はしておりません。回答するにしても、回答に当たっての条件を必ず付すこととしています。

● 「公表前にまとめたものを送付してもらいたい。」とか、「説明の機会を与えてもらいたい。」というような条件ですかね。

大半の御意見は回答しても差し支えないというものでしたので、今の議論を踏まえて、「当委員会において、当該調査項目のみをもって裁判所委員会を客観的に評価できるのか疑義があるとの意見が出された。」旨を付言することとして、アンケートに応じたいと思います。

ウ 当庁における人事訴訟事件の実情等について説明

① 人事訴訟の概況（首席書記官）

② 法廷（ラウンドテーブルを含む。）見学（富上判事）

③ 調査官による事実調査（首席家庭裁判所調査官）

エ 意見交換（●委員長，○委員，◎ゲストスピーカー）

○ 実際に参与員になってみて，どんな感想をお持ちですか。裁判所や裁判という，一般の人からは縁遠いものに関わるようになってみて，いかがでしょうか。

◎ 今でも裁判所は縁遠いところだと思っていますが・・・。人事訴訟に立ち会うようになり，最初の1，2回は，自分に何が求められているのか，裁判官に何を申し上げればいいのか，よく分かりませんでした。しかし，回数を経るうちに，裁判官のお尋ねに対して，何をどう答えればいいのか，段々と慣れてきました。

それにしても，代理人である弁護士が全く要領を得ず，この尋問で何を聞き出したいのかよく分からないということは，相変わらずありますが。

◎ 参与員になって感じたことですが，宣誓の上での陳述であっても，当事者はなかなか本当のことをいわない，むしろ隠していることの方が多いのだなあと思いました。参与員として事件に立ち会いながら，何が事実なのか，どちらが真実に近いことをいっているのか，いつも考えるようにしています。

◎ 私も，参与員研修に参加したりして，何をしなければならないのかを勉強したつもりですが，専門家というよりも，今でも普通の主婦の感覚で法廷に入っています。また，事件に立ち会ったときは，集中力といいますか，非常に緊張し，疲れます。参与員に任命されときの質問に，「読書は好きですか。」というものがありましたが，今になって，1時間くらいの間は何十ページもの陳述書を読み込まなければならず，読解力が必要だということが分かりまして，このことを言っていたのだなあと思いました。

○ 参与員研修としては，どのような時期にどのような内容のものが行われましたか。

◎ 任命された直後の半日程度のものでしたが，法律的なことは全くなく，専ら参与員の役割についてで，「参与員とは何か」という内容のものでした。

○ 裁判所としては，短時間に参与員に事件を把握してもらうために，どの

ような工夫をしているのでしょうか。

- ◎ 参与員の方々の御負担も考えて、当庁では、原則として尋問のみに立ち会っていただく運用としていますが、開廷時刻の1時間前には裁判所に来ていただき、原・被告本人の陳述書と、それを時間の流れに沿ってA4紙1枚程度にまとめた時系列メモや流れ図、身分関係図等を見ていただきながら、口頭で事件のポイントについて裁判官から説明を加え、尋問に臨んでいただくようにしています。
- 参与員は裁判官に対して自由に意見をいっているのでしょうか。
- ◎ 私としては、慣れてきたこともあって、裁判官に対して自由に考えを述べているつもりですが。
- ◎ 裁判所としては、参与員の方々が実際の事件に関わって緊張しているということもありますので、印象や感想からお尋ねしていただくこともあります。また、漠然と「どうですか。」というのではなく、なるべく具体的にお尋ねするようにしています。「夫の方はああいっていますが、夫婦関係は本当に破綻してしまっているとお思いですか。」、「やり直せないような状態ですか。」とか、事実関係にほぼ争いが無いようなケースでは、「慰謝料は幾らくらいが適当でしょうか。」といったように、専門的なことではなく、参与員の方々の生活環境や経験に基づいて、自由に意見を述べていただくようにしています。
- 弁護士としては、参与員の意見が裁判官の心証形成にどのような影響を与えるのかといったことが一番興味があるのですが、この点についてはどうでしょうか。
- ◎ 私の経験では、これまで参与員と裁判官の心証が異なるということはありませんでした。私自身、裁判官とはいっても、一般人の一人だと考えていますが、気付かないことも多々あると思っておりますので、参与員の方に違った観点から意見をいっていただき、それが同じ結論であれば、自分の判断に自信が持てることにもなります。
- 裁判官と参与員との結論にそごが生ずる場合もあるのではないですか。
- ◎ 私自身はそういう経験はありませんが、もしそういうようなケースに出くわしたら、一般論ですけれども、裁判官として責任を持って判断し、結

論を出していくことになるのではないかと考えています。

- 最終的に裁判官の判断が優先するという点は、これから実施が予定されている裁判員制度とは異なるのですね。
- 参与員がいない方が、裁判の進行がスムーズだということはありませんか。
- ◎ 平成16年以前は、つまり人事訴訟事件に参与員制度が導入されるまでは、裁判官だけで判断してきており、目立った支障もなかったと思います。参与員の関与は、裁判所としても、選任手続や、理解を容易にするためのペーパー作り、事前説明など、いろいろな負担があり、また、当然、参与員の方々は、仕事や家庭の時間を犠牲にして、裁判所に来ていただいているわけです。さきほど、私は、参与員の意見と裁判官の意見が異なることはほとんどなかったと申し上げましたが、たくさんある事件の中には、裁判官のみのルーティンな審理、判断では見逃してしまう、何かを持っている事件もあるのではないかと、何事も一人の目よりも複数の目で見ることが見逃さず、よい審理をしていくために、参与員や裁判所が一定の負担を抱えてでも、この制度を利用していく意義があるのではないかと考えています。

余談ですけれども、参与員という一般の方が入ることによって、代理人である弁護士の先生方も、心なしか張り切って尋問していらっしゃるようにも見えますね。

- たしかに、一般の人にも分かってもらわなければという思いから、弁護士も、参与員のいるときの方が頑張っているかも知れませんね。
- 参与員の指定はどのようにされているのでしょうか。事件によって何か変わるのでしょうか。
- ◎ 当庁では、全国的にも同様と思いますが、男女一人ずつの参与員を指定しています。
- 世間では、隠されたことに真実があるとよくいわれますが、参与員に、例えば離婚経験があった方が、事件の真相をつかみやすいということもあるのではないのでしょうか。

- ◎ あらゆるバリエーションに合わせて、同じような経験のある参与員を指定するという事は難しいと思います。せいぜい男女それぞれの視点で意見をいただくと意味で、男女各一人ずつとすることや、なるべく当事者と同年代の参与員の方を選ぶというくらいが限界ではないでしょうか。
- すべての事件に参与員が立ち会うのでしょうか。
- ◎ 必ずしもそうではありません。例えば、弁護士が付かない、いわゆる本人訴訟の中には、なかなか尋問がまとまらなかったり、対応が困難な場合も生じますので、参与員の方々の御負担も考えて、こういうような事件には入っていただかないこともあります。
- 弁護士の立場から申し上げますと、事前に参与員が入るということは、告知していただいた方がありがたいですね。それによって、事前準備の在り方も変わってきますし、一般の方にも分かりやすくするために、対応もそれなりに変えていかなければならないと考えています。
- 参与員とはいっても、一般の素人ですし、率直なところ、他人のもめ事に口を出すのは嫌ではありませんか。
- ◎ たしかにそういう感覚もありましたし、幾ら他人のことだとはいえ、いい加減してくれという気持ちになることもありました。しかし、最初にもお話ししたように、裁判は縁遠いものだと思っていましたが、参与員という制度ができて、我々は必要とされているのだからと考えますと、責任を果たさなければならないという思いの方が強くなったように思います。
- 実際の事件を前にして、結論に迷ったりしたことはありませんか。
- ◎ 思ったことをそのまま申し上げているだけですので、特に迷ったりしたことはなかったと思います。
- 今後も参与員としてやっていきたいと思いませんか。
- ◎ 任期のこともありますが・・・。他人の一生を左右する発言ということで、何か重大に考えすぎ、人によっては、戦争中の赤紙召集令状が来たように思うかも知れませんね。しかし、私は、国民の義務として、選ばれた者の責任を全うしなければならないと思っています。
- 今後の裁判員制度の参考にもしたいのですが、もっと分かりやすくする

ために、裁判所の側で何かした方がいいと思われること、工夫すべき点などはありませんか。

◎ 陳述書は、言い分をまとめたもの1通だけにして欲しいですね。「いついつ殴られた。」だとか、同じことが延々と繰り返されているだけの陳述書を何通も読まなければならないのは、とっても苦痛です。時間が無駄なような気がします。

● 最後になりますが、参与員候補者の確保について何か御意見があれば頂きたいのですが。

○ 公募制は採用されているのですか。

● そこまでには至っておりませんが。さきほどのお話にもありましたように、なるべく当事者に近い年代の参与員を確保したいと思っても、なかなかうまくいっていないというのが現状でして、他庁の例ですが、週休日が異なるデパートの店員さんに声を掛けたということが新聞報道されておりました。

○ 仕事のこともありますので、40代、50代の方を参与員として確保することは、とても難しいのかなあとと思いますが、ボランティア団体の中には、30代から40代で、比較的若くて、平日でも大丈夫という方々もいらっしゃいますので、そういう団体に推薦依頼を出してみるというのも一案かと思えます。

● いろいろ貴重な御意見をありがとうございました。本日、委員の皆様方から頂いた御意見や御提案については、参考にさせていただくものについては参考にさせていただき、検討すべきものについては可能なことから実現に向けて努力してまいりたいと思えます。

(5) 退任委員あいさつ

(6) 委員長閉会あいさつ

6 次回期日及びテーマ

(1) 期日

未定

(2) テーマ

金沢家庭裁判所における少年事件の保護的措置の実情等について